

令和8年度 毛呂山中学校における部活動について

令和8年4月
部活動担当

1 部活動の意義

- (1) 顧問の適切な支援のもとに、生徒が自主的・自発的に活動や運営に取り組むことで、自主・自立の態度が育成される。
- (2) 共通の目標に向かって努力する過程で、教師と生徒、生徒相互の人間関係が深まり、好ましい人間関係や社会的資質が育成されると共に、自分の学級や学校に対する所属意識が高まる。
- (3) 専門的技能と知識を習得し、体力の向上や健康の増進が図られるため、生涯スポーツに生かせる知識・技能の獲得に結びつく。
- (4) 活動の振興によって生徒一人一人の意欲が高まり、授業や特別活動にも積極的に取り組むようになり、学校全体が活性化する。
- (5) 教科・科目とは異なる価値規準があるため、生徒に喜びと生きがいを与え、学校生活を豊かで充実したものにする事ができる。

2 入部・継続・転部

- ◎入部：仮入部→本人の意思により(保護者と連名)入部届を提出(全員加入制ではない)
- ◎継続：本人の意思により(保護者と連名)継続届を提出
- ◎転部：原則として3年間同一の部活動に所属することが望ましいが、やむを得ない事情で転部を希望する場合は、現在の部の顧問、担任とよく相談をし、希望する部の顧問の了承を得て、仮入部を経て本人及び保護者連名の上で新たに入部届を入部する部へ提出
- ◎退部：やむを得ず学校に部活動に参加継続が出来ない場合は、現在の顧問、担任とよく相談をした後、担任から退部届用紙を受け取り、本人及び保護者連名のうえで退部届を担任を通して、顧問に提出

3 活動時間(日没時刻を考慮して設定)

期間	4月~新人戦	新人戦後~10月	11月~12月	1月	2月	3月
終了時刻	17:30	16:45	16:15	16:30	16:45	17:15
下校時刻	17:45	17:00	16:30	16:45	17:00	17:30

- (1) 1日の活動時間は、平日では2時間程度とする。
- (2) 学校の休業日は3時間程度とする。
- (3) ただし、複数校が参加して行う練習試合や遠征して参加する練習試合については、午前午後を通しての参加もやむを得ない。
- (4) 給食がない日の午後に活動があるときは、お弁当を持参する。お弁当を食べる場合は顧問の指示に従い、部ごとに指定された教室で食べ、ゴミは必ず持ち帰る。また、朝の登校中に昼食を買うことや、再登校は原則として認めない。体育館のローテーションで後半の場合であっても、事故防止のため再登校は認めない。
- (5) 朝練習は原則行わない。中体連の大会やコンクールの2週間前はその限りではない。

4 活動中止日・期間

- (1) 毎月第1日曜日の毛呂山町教育委員会が設定する「やる気アップデー」。
- (2) 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式、体育祭、定期テストの日。
- (3) 定期テスト前は、5日前から活動停止期間とする。ただし、大会等がある場合は、活動を行うこともある。

- (4) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 木曜日は原則として、委員会等の活動があるため、放課後の部活動はなし。
ただし、大会等が近い場合や、その週の他の曜日に委員会、行事等で活動ができない場合、木曜日が実施可になることもある。

5 大会・コンクール・練習試合

- (1) 中体連が主催する運動部の大会や、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール等が計画されている場合には、その大会等の2週間前より、例外として、休養日を設けずに活動することができる。ただし、生徒の健康面を考慮し、その大会終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。なお、該当する大会等は、下記に示す通りとする。
- ①運動部における大会
・学校総合体育大会 ・新人体育大会 ・通信陸上大会 ・駅伝競走大会
- ②文化部(吹奏楽部)におけるコンクール等
・吹奏楽コンクール ・アンサンブルコンテスト ・西部支部吹奏楽研究発表会

6 会計

- (1) 部費の徴収について
- ①部活動保護者会において、部費の徴収について承認を得る。
②3年生の部費の金額は、引退までの期間を考慮して設定する。
③部費を納めたことに対する領収書を、必ず発行する。
- (2) 会計報告について
- ①会計報告は前期・後期の2回実施し、管理職および保護者代表者が監査を行う。様式は、共通のものを使用する。
②会計報告は、3年生が卒業するまでに、全学年の部員に配布する。
③部活動保護者会では、会計報告(前年度)を参照しながら、部費の適正な活用について協議する。
④町から支給される選手派遣補助金は原則個人へ渡すこと。

7 休日・長期休業中について

- (1) 予定表を各部活動で発行する。
(2) 遠征等、学校外で活動する場合には、原則として公共交通機関を利用する。また、事前に交通手段などを生徒にプリント等で周知する。
(3) 休日や長期休業中に部活動に参加する場合は、自転車を使用することができる。通常の駐輪場または昇降口横スペースに駐輪する。
(4) 文化部を除き、休日や長期休業中の校舎への出入りは原則的に禁止とする。

8 飲食を伴うレクの行事について

- (1) 開催は部活動単位とし、顧問が責任者となる。ただし、保護者(会)が主催となる場合は、保護者が責任者となる。
(2) 開催場所は、学校内及び地域の公共施設とする。
(3) 飲食を伴う場合には、各参加者のアレルギー疾患について十分な把握を行うとともに、保健衛生に十分配慮する。
(4) 行事に必要な費用は、参加者から徴収する。また、必ず会計報告を発行する。
(5) 生徒指導上の観点から、差し入れやお土産等の扱いはこの限りではなく、顧問の管理・指導のもと、適切に取り扱う。
(6) 開催の案内文書は、管理職の決裁を受けてから発行する。

9 その他

- (1) 部活動のウインドブレーカーの着用は部活動中及び部活（朝練習）がある日の登下校時に認める。
- (2) 部活動で使用する用具は、部室に保管するか、家に持ち帰り、教室では保管しない。個人の物を部室で保管する場合には、顧問の許可を得る。
- (3) 部活動を欠席する場合は、LINE 欠席連絡ツールまたは各顧問から指示されている方法で必ず連絡する。
- (4) 学校の管理下での事故の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる。移動時の事故に関しては保険適用外になるケースがあるため、家庭での保険加入を推奨する。
- (5) 部活動引退後の3年生の活動参加については、卒業後も同一種目を活動する意思があり、進路候補先のセレクションや練習会参加に備えるときに限り認める。その際以下の書類を担当より受け取る。
 - 部活動継続参加願：継続して参加を希望する場合。本人→担任→顧問→校長
「継続」とは秋季や冬季に行われる大会やセレクションに向けて活動を続けることを指す。
 - 部活動一時参加願：一時的に参加を希望する場合。本人→担任→顧問
「一時」とは進路決定後（合格をもって決定とする）に進学先でも同一の活動を行う生徒を対象としたものである。いずれの場合も、以下の4点を約束事とする。
 - ①1, 2年生の活動を優先すること。
 - ②顧問の指導に従う。
 - ③参加する際は服装を整え、積極的に参加する。
 - ④学業を第一優先とし、日々の学習を疎かにしない。
- (6) 練習試合や大会など学校外で活動する場合も学校での活動時と同様のルールを適用する。自転車を使用する際は必ずヘルメットを着用させ、カメラや携帯などを生徒本人が使用することは原則として認めない。
- (7) 部活動の存続については部活動新入生募集停止規定に準ずる。
- (8) 部活のない競技は、中体連の大会への申込みは行いが、引率は保護者が行う。

毛呂山中学校部活動新入生募集停止規定

- ◆以下の規定に該当する部活動は新入生募集停止の対象となる場合がある。
 - ①部員数とその競技の試合に出場できる最低人数に満たない場合。
 - ②専門に指導を行う教員または外部指導員がいない場合。
 - ③活動場所・施設がない、近隣の学校に部活動がないなど、活動に支障をきたす場合。
- ◆教員数の減少や合同部活動、社会体育との関連、外部指導者の導入など、学校を取り巻く環境を考慮に入れながら、新入生募集停止について決定する。
- ◆新入生募集停止が決定した場合については、以下のとおりとする。
 - ①その時点で在籍している2, 3年生の活動は保証する。
 - ②所属部員が転部を希望する場合には、その希望を尊重する。